

(11月定例議案)

- 1 議案名 徳島県立高等学校総合寄宿舍処務規程の一部を改正する訓令

- 2 提案理由 徳島県立徳島寮の研修室の供用開始に伴い、管理者及び寮長の専決事項に研修室の利用の許可等に係る事項を追加するとともに、徳島県立麻植寮及び徳島県立美馬寮の廃止に伴い、所要の整理を行う必要がある。

- 3 関係法規 徳島県立高等学校総合寄宿舍の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年徳島県条例第七十五号）

徳島県立高等学校総合寄宿舍処務規程の一部改正について

学校政策課

1 徳島県立高等学校総合寄宿舍の耐震化整備及び徳島県立徳島寮の研修室について

へき地中学校出身者等に宿泊の便宜を与えるための施設として設置している徳島県立高等学校総合寄宿舍（以下「寄宿舍」という。）は、その全てが昭和56年以前の旧耐震基準で建築された施設であることから、南海トラフを震源とする巨大地震等に備えるため、施設の改築又は耐震改修工事を実施している。

寄宿舍の改築等に当たり、へき地中学校出身者の減少等を踏まえ、平成28年度より徳島県立麻植寮及び徳島県立美馬寮を廃止し、現在の6寮体制から4寮体制へ移行する。

また、徳島県立徳島寮の改築・耐震改修工事に併せて、入寮生の集会や高等学校部活動等での合宿等の際の宿泊室として利用できる研修室を整備する。

2 訓令改正の内容

徳島県立徳島寮の研修室の供用開始に伴い、管理者及び寮長の専決事項に研修室の利用の許可等に係る事項について規定するとともに、徳島県立麻植寮及び徳島県立美馬寮の廃止に伴い、次のとおり改正を行う。

- (1) 管理者の専決事項に、徳島県立徳島寮の研修室の利用の許可、許可の取消し及び損害賠償に係る事項を追加する。（第4条関係）
- (2) 寮長の専決事項に、利用の許可が取り消された場合の退舎期日の延期に関する規定を追加する。（第5条関係）
- (3) 各総合寄宿舍の会計事務を処理する高等学校を定める規定から、徳島県立麻植寮及び徳島県立美馬寮の規定を削除する。（第3条関係）

3 施行期日

- 2(1)及び(2)は平成27年12月21日（徳島県立徳島寮（男子寮）の供用開始日）、
- 2(3)は平成28年4月1日とする。

条 例 等 立 案 表

<p>題 名 徳島県立高等学校総合寄宿舎処務規程の一部を改正する訓令</p>	<p>課 (室) 名 学 校 政 策 課</p>
	<p>担当者名 安 崎 輝 彦</p>
	<p>電話番号 三 一 三 四</p>
<p>提案理由 徳島県立徳島寮の研修室の供用開始に伴い、管理者及び寮長の専決事項に研修室の利用の許可等に係る事項を追加するとともに、徳島県立麻植寮及び徳島県立美馬寮の廃止に伴い、所要の整理を行う必要がある。</p>	
<p>あ ら ま し 一 管理者の専決事項に、徳島県立徳島寮の研修室の利用の許可、許可の取消し及び損害賠償に係る事項を追加することとした。 二 寮長の専決事項に、利用の許可が取り消された場合の退舎に係る事項を追加することとした。 三 徳島県立麻植寮及び徳島県立美馬寮の廃止に伴う所要の整理を行うこととした。 四 この訓令は、平成二十七年十二月二十一日から施行することとした。ただし、三については平成二十八年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考 備</p>
<p>関係法規 徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (平成二十六年徳島県条例第七十五号)</p>	
<p>法令審査会 <input checked="" type="checkbox"/> 要 ・ 否</p>	

県立高等学校

県立高等学校総合寄宿舎

徳島県立高等学校総合寄宿舎処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 松 重 和 美

徳島県立高等学校総合寄宿舎処務規程の一部を改正する訓令

徳島県立高等学校総合寄宿舎処務規程（昭和四十一年徳島県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とする。

第四条第四号中「第五条第二項」の下に「（条例第十六条において準用する場合を含む。）」を加え、「及び同項ただし書の規定に基づき、損害賠償の全部又は一部を免除すること」を削り、同条第五号中「第六条第一項」の下に「（条例第十六条において準用する場合を含む。）」を加え、「入舎許可」を「許可」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 条例第五条第二項ただし書（条例第十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、損害賠償の全部又は一部を免除すること。

第四条に次の一号を加える。

七 条例第十四条の規定に基づき、徳島県立徳島寮の研修室の利用を許可すること。

第五条第四号中「第六条第二項ただし書」の下に「（条例第十六条において準用する場合を含む。）」を加え、「舎生に退寮期日」を「退舎期日」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年十二月二十一日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p>(会計事務の処理)</p> <p>第三条 次の各号に掲げる寄宿舎の会計事務は、それぞれ当該各号に掲げる高等学校において処理するものとする。</p> <p>一 徳島県立徳島寮 徳島県立徳島科学技術高等学校</p> <p>二 徳島県立阿南寮 徳島県立阿南工業高等学校</p> <p>(削除)</p> <p>三 徳島県立美馬東部寮 徳島県立穴吹高等学校</p> <p>(削除)</p> <p>四 徳島県立三好寮 徳島県立辻高等学校</p>	<p>(会計事務の処理)</p> <p>第三条 次の各号に掲げる寄宿舎の会計事務は、それぞれ当該各号に掲げる高等学校において処理するものとする。</p> <p>一 徳島県立徳島寮 徳島県立徳島科学技術高等学校</p> <p>二 徳島県立阿南寮 徳島県立阿南工業高等学校</p> <p>三 徳島県立麻植寮 徳島県立川島高等学校</p> <p>四 徳島県立美馬東部寮 徳島県立穴吹高等学校</p> <p>五 徳島県立美馬寮 徳島県立つるぎ高等学校</p> <p>六 徳島県立三好寮 徳島県立辻高等学校</p>
<p>(管理者の専決事項)</p> <p>第四条 管理者は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>一 職員に出張を命ずること。</p> <p>二 寄宿舎の事務に関し、管理者名又は寮名をもつて文書の往復をすること。</p> <p>三 徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第二十七号。以下「条例」という。）第四条の規定に基づき、入舎を許可すること。</p> <p>四 条例第五条第二項（条例第十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、損害賠償を命ずること</p> <p>—</p> <p>五 条例第五条第二項ただし書（条例第十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、損害賠償の全部又は一部を免除すること。</p> <p>六 条例第六条第一項（条例第十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可を取り消すこと。</p> <p>七 条例第十四条の規定に基づき、徳島県立徳島寮の研修室の利用を許可すること。</p>	<p>(管理者の専決事項)</p> <p>第四条 管理者は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>一 職員に出張を命ずること。</p> <p>二 寄宿舎の事務に関し、管理者名又は寮名をもつて文書の往復をすること。</p> <p>三 徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第二十七号。以下「条例」という。）第四条の規定に基づき、入舎を許可すること。</p> <p>四 条例第五条第二項 の規定に基づき、損害賠償を命ずること及び同項ただし書の規定に基づき、損害賠償の全部又は一部を免除すること。</p> <p>(新設)</p> <p>五 条例第六条第一項 の規定に基づき、入舎許可を取り消すこと。</p> <p>(新設)</p>
<p>(寮長の専決事項)</p> <p>第五条 寮長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>一 寄宿舎職員（管理者を除く。以下同じ。）の勤務に関すること。</p> <p>二 寄宿舎職員の服務に関すること。</p> <p>三 舎生の指導育成に関すること。</p> <p>四 条例第六条第二項ただし書（条例第十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、退舎期日の延期をすること。</p> <p>五 その他軽易な事項に関すること。</p>	<p>(寮長の専決事項)</p> <p>第五条 寮長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>一 寄宿舎職員（管理者を除く。以下同じ。）の勤務に関すること。</p> <p>二 寄宿舎職員の服務に関すること。</p> <p>三 舎生の指導育成に関すること。</p> <p>四 条例第六条第二項ただし書 の規定に基づき舎生に退舎期日の延期をすること。</p> <p>五 その他軽易な事項に関すること。</p>